

## 第 49 回道州制特区提案検討委員会開催結果

日 時： 平成24年10月19日（金） 10：00～12：00

場 所： 第2水産ビル 3階 3G会議室

出席者：

（委 員） 井上会長、河西副会長、太田委員、菊池委員、竹田委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、阿部参事 他

（事務局）

第49回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところをありがとうございます。

前回の7月12日の委員会では、第49回の開催時期について、8月下旬から9月上旬ということをお願いしていたところなのですけれども、種々ありまして開催が遅れましたことをおわび申し上げます。

また、この間、会長、副会長をはじめ各委員の皆様には、再三日程調整をさせていただいて、お手数をお掛けいたしましたことを重ねておわび申し上げます。

それでは、井上会長、議事をよろしく願います。

（井上会長）

今、事務局からお話がありましたように、今日ここで開催するという事は、前回は7月12日でありましたので、その後大よそ3ヶ月が経っております。その間に1回、あるいは2回、私自身としては開催すべきと思っていたところですが、庁内の色々な課題、その他先生方の日程が、特に夏休みを挟んでおりましたので、うまく調整ができなかったというようなことで3ヶ月経ちました。多分普通の感覚で言えば、3ヶ月前は何をやったのだらうというようなことになるのだらうと思います。こういうかたちで開催することになりましたので、今日は、また3ヶ月前に何をやったのかというところから話を解きほぐしながら、議事を進めて参らざるを得ないと思っております。委員の皆様のお忘れたんのないご意見等をお出しいただきながら、議事の進行をやってまいりたいと思っております。よろしく願います。

本日は、前回の委員会におけるバイオマス関連の分野別報告等を踏まえた提案検討事項を審議し、その後、道民アイデア、道民の皆様方からいただいている提案の新規分のうち観光振興分野の第1次整理について、審議を進めてまいりたいと思っております。

なお、本日の委員会は、委員の皆様のご都合もあり、12時終了を目途に進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしく願います。

それでは、これから議事次第に沿って審議に入ってまいりたいと思っております。

先程申し上げましたように、かなりの期間が経ったということと、途中の経過報告等を踏まえまして、前回委員会の審議の結果について簡単に確認をさせていただきたいと思っております。

道民提案の審議事項につきましては、配付されております資料1にありますように、道の環境生活部環境局地球温暖化対策室から、バイオ燃料の地産地消に向けた北海道の取組について説明をいただき、本道におけるバイオエタノールやバイオディーゼルといったバイオ燃料を巡る現状・課題、取組・施策などについて理解を深めました。

その後、バイオマス関連の分野別審議に入り、菊池委員からバイオガスを中心とするバイオマス関連の取組事例について説明をいただきました。それは、取組を進める上での課題が何かというようなどころも合わせて説明いただきました。

ただ、今年度の審議が少しスローペースであるというのは、従来、権限移譲とか規制緩和という

ところを両にらみでやっておりましたけれども、今年度は、特に規制緩和ではなくて、従来はそれが多かったのですが、権限移譲に力点を置いてというのは、道庁内でご議論があつて、事務局がそれを受けてということもありますし、昨年度末、委員の何人かも議論に参加されましたけれども、窓口である内閣府からも、道州制特区提案検討委員会の作業は、基本的には、法令の趣旨に準拠し権限移譲で議論をされて国に上げていただければ、というご提案等もありましたので、従前に比べると若干ペースが落ちているのは、ある部分やむを得ないのかなということもありました。

話を元に戻しますと、前回の議論の中で、道州制特区提案につながるような具体的課題については、時間的な関係もあつて十分な議論には至りませんでした。それで、今回の委員会までにある程度具体的な、特区提案に近いかたちで整理してもらいたいということで、菊池委員と事務局にお願いをしていたところであります。

これは、前回の委員会で皆様とこの場で確認したことであります。

そういうことで、議事1の「分野別審議について（バイオマス関連）」で、事務局から前回以降の経過を含め説明をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

（事務局）

ただ今、井上会長からもお話がございましたように、バイオマス関連分野につきまして、これまで本委員会におきまして何回かご議論をいただいた結果を踏まえながら、道州制特区提案につながるような課題等はないかということで、前回の委員会終了後に、8月上旬に事務局でバイオマス分野に関わっておられます菊池委員にご相談をさせていただきました。その結果を持ち帰りまして、道庁内で検討・調整などを行ってきたという経過でございます。

その内容につきまして、資料2-1でお手元にお配りしてございます。「バイオマス関連分野に係る道州制特区提案検討事項」で、こういった項目が考えられるのではないかと6項目に絞り込みまして、庁内で検討を進めてきたという状況でございます。

6項目それぞれの概要について資料2-1に基づきまして、提案の概要、事実関係、提案に向けての課題等をまとめてございます。簡単にご説明をさせていただきます。

まずは、1ページ目の「1 廃棄物処理法に基づく権限の移譲」でございます。

この提案の概要につきましては、国が認定を行うことにより、都道府県や市町村ごとに必要となる廃棄物処理法に関する許可が不要になります再生利用の特例認定制度がございまして、その権限を道に移譲して、道の特性に応じて、道が特例認定の対象となる廃棄物を定められるようにしたらどうかということで、この権限の移譲によって、現在、地域の重要課題となっておりますエネルギーの確保に向けてバイオマス等の資源利用の促進が期待されるのではないかと、というのが提案の概要でございます。

右側に「事実関係等の整理」と書いてございます。

その下の方に関係法令ということで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」がございまして、第9条の8第1項で「環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる」、となっております。

第4項ですけれども、「この第1項の認定を受けた者は、第7条第1項若しくは第6項又は第8条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる」ということです。本来はそれぞれ許可が必要なのですが、許可は不要となっております。

第15条の4の2第1項では、産業廃棄物で同様の規定があるというかたちになってございます。

「事実関係等の整理」に戻っていただいて、1ページ目の上のところに書いてございますが、実

はこの項目につきましては、第2回の道州制特区提案、平成20年3月に一度提案をしてございます。制度的なものがなかなか分かりにくいものですから、分野別資料2-2を用意しております。第2回で提案した資料でございますけれども、ご説明をしたいと思います。

資料2-2の1ページをご覧いただきたいと思います。右肩に答申4と書いてございまして、これが第2回の答申の概要、いわゆるポンチ絵でございます。

この時には、下の方に「廃棄物処理法に基づく権限の移譲」ということで2つの項目を提案したところでございます。真ん中の上の方に「再生利用の特例認定」と書いております。こちらの方が、今ご説明をした部分でございます、これを右側の権限移譲ということで、道が再生利用について認定できるようにという提案をした内容になってございます。

下の方に「廃棄物処理施設の設置基準」という部分も、第2回時にはあわせて提案をしておりますけれども、今回は直接関係はございませんので、特例認定の方だけということでご理解をいただければと思います。

廃棄物処理法ですけれども、次の2ページをご覧いただきたいと思います。

「廃棄物処理法に基づく権限の移譲」ということで、権限が色々分かれてございます。「(1)再生利用の特例認定」をご覧ください。この表の中で、上の方が一般廃棄物、下の方が産業廃棄物となっております。現状では、一般廃棄物の処理業の許可は、市町村長の権限となっていて、廃棄物処理施設許可は、知事ないし政令市長です。その下にある一般廃棄物再生利用の特例認定が、今回提案をしている部分です。これは、国になってございます。産業廃棄物については、処理業の許可、あるいは処理施設の許可、ともに知事・政令市長になってございまして、特例認定は、一般廃棄物と同じく国となっております。

それを、右側の権限移譲で、この国の部分を知事に移譲をして欲しいというのが提案の内容でございます。

3ページ目をご覧いただきたいと思います。「特例認定等の権限の移譲」ということで、左側に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の仕組み」で、廃棄物の種類は、ご存じかとは思いますが、大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物に分かれております。

一般廃棄物につきましては、産業廃棄物以外の廃棄物で、一般的には家庭から排出されるゴミなどが一般廃棄物になってございます。

それから、産業廃棄物につきましては、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油など21種類が産業廃棄物ということで区分されております。

この下の方に大臣の認定と書いた部分がございます。このところが、左側が一般廃棄物、右が産業廃棄物の表ですけれども、いずれについても、再生利用の特例認定というところで業の許可・施設の許可が不要になるというのが、今、お話をしている大臣の権限になってございます。

次に4ページ目をご覧いただきたいと思います。左側に現状の対象廃棄物等が書いてございまして、真ん中よりやや上のところに、再生利用の対象廃棄物ということで、一般廃棄物で言いますと廃ゴム製品・廃プラスチック・廃肉骨粉、産業廃棄物で言えば、同じく廃ゴム製品・廃プラスチック・汚泥・廃肉骨粉が、全国で一律に定められているということです。右側が権限移譲ということで、このときに想定していたもので、対象廃棄物については、地域の実情に応じて対象廃棄物を追加可能となるようにしたいという提案内容でございました。例として廃油・廃食用油、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用というのが、この時点で想定をしていたということでございます。

以上が第2回の時の提案の概要でございます。

資料2-1の方に戻っていただきたいと思います。

「事実関係等の整理」のところで、「国の対応」と記載をしております。この時の国の対応が、「バイオマス利活用モデル事業の実施等により、道の提案の趣旨の実現を図るとともに、再生利用の特例認定に係る権限の移譲については、廃棄物の再生利用のあり方や将来の道州制のあり方に関

する議論を踏まえ継続検討する」、となっております。いわゆる継続検討という扱いになっておりまして、現在もその状況でございます。

その下に「国の見解」と書いてございます。これは、昨年度、道州制特区計画を更新したということ、この提案検討委員会でも何回かご説明をさせていただきましたが、その更新をする際に、今まで継続検討になっているものがいくつかありまして、それについて現在の所管省庁における検討状況を内閣府を通じてお聞きをしたことがありまして、その時に返ってきた国の見解でございます。昨年11月くらいに確認をしたということでございます。

国としては、1点目としましては、再生利用認定制度については、対象となる廃棄物は、通常の保管状態で容易に腐敗したり性状が変化したりすることにより生活環境の保全上支障が生じるおそれがないもの等に限定をしており、道の提案はこうした制度の趣旨とそぐわず、生活環境の保全上の課題が残るとというのが1点。

2点目としまして、現行制度上でも都道府県知事、市町村による指定制度が、先程資料でご説明しましたけれども、廃棄物処理施設の許可を不要とする再生利用指定制度がありまして、これは都道府県知事と市町村、それぞれ所管は分かれていますのですけれども、バイオマスの利活用について許可手続きを軽減するという観点に立てば、こういった制度の活用で、知事が有する廃棄物処理施設設置許可権限の適切な執行により、提案した趣旨は実現可能ではないかというのが国の見解でございます。

右側に、「提案に向けての課題等」と書いてございます。こういった国の見解が示されておりますので、一度出しているのですが、再度出すことを考えますと、国の見解に対して道の考え方をどのように整理していくかということが必要になってくるという課題があるということでございます。

続きまして、3ページ目になります。2番目の「肥料取締法に基づく登録権限の移譲」という項目です。

これにつきましては、肥料取締法がございまして、公定規格として成分等が定められております。肥料の登録権限は、現状では肥料の種類に応じて国と道に分かれております。手続きの簡素化、あるいは利便性の向上を図るという観点に立ち、登録の申請先や検査所などを道に一元化してはどうかということです。もしこれが実現すれば、現在フード特区において、バイオガスの副産物（液肥）の有機肥料認定について国と協議を行っておりますけれども、道で決められることになれば、課題の解決になるのではないかと、ということが提案の趣旨でございます。

右側の「事実関係等の整理」という欄です。肥料の品質を保持するという目的から、普通肥料には、公定規格が定められておりまして、その生産方法、品質確認の難易性、あるいは作物の有害性などの観点から、国と道に登録権限が分かれているということです。国の登録肥料については、主なものとしては、化学肥料・汚泥肥料・輸入肥料、道の登録肥料については、有機質肥料・石灰質肥料などが主なものになっているということでございます。

登録の際にこの公定規格に合っているかどうかを検査しなければならないということになっております。国の方では、独立行政法人農林水産消費安全技術センターで、札幌にもランチがありますが、そこで、記載のような機器・体制でやっているということです。

道の体制としましては、登録の事務自体は本庁でやっておりますけれども、肥料の分析につきましては、地方独立行政法人道立総合研究機構の中央農業試験場に委託をしてやっている状況となっております。

登録件数は、過去3年程度は、国所管の道内分については、ここに記載のとおりでございます。

その下に「関係法令等」と書いてございます。第4条第1項で「普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第1号から第6号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣、第7号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。」となっております。

4ページ目の第7号で、前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む）は知事の

登録となってございます。

第7条第1項では、前条第1項の規定により登録の申請があったときは、農林水産大臣は独立行政法人農林水産消費安全技術センターに、都道府県知事はその職員に調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、名称が規定に違反しないことを確認したときには登録しなければならないとなっております。

これにつきまして、公定規格とはどういうものかということで資料2-2の7ページをご覧くださいと思います。抜粋でございますけれども、イメージだけ簡単にご覧をいただければと思います。資料の7ページは、農林水産省のホームページの抜粋でございます。具体的には、8ページの窒素質肥料ですけれども、肥料の種類でそれぞれ区分されております。その右側の方に含有すべき主成分の最小量が規定をされているということでございます。

9ページ目につきまして、国の所管分の汚泥肥料等で、同じように成分が決まっているというものです。

10ページ目、11ページ目は、道の所管分になります。10ページ目については有機質肥料、11ページ目については石灰質肥料で、それぞれ成分が定められているものです。これが公定規格でございます。

資料2-1に戻っていただきまして、3ページ目の右側に「提案に向けての課題等」と書いております。国が所管しています化学肥料や汚泥肥料、この公定規格を定めるためには、やはり肥料の特性から言いますと相当程度高度、専門的・化学的な分析能力、肥料に対する知見が必要ということがあろうかと思っております。それから、普通肥料は、広く全国に流通するというで、仮に道が独自の規格を設けることになると、国と道の2つの規格が存在して、それが全国に流通していきますので、消費者や農業者の方の混乱が危惧されるということがございます。

移譲を受けて道で全ての普通肥料の登録検査業務を行うことを考えますと、当然のことながら人員確保・分析機器の配置などの体制の整備が必要となるという課題があるということです。今、色々説明しましたけれども、国、道それぞれの所管分の肥料はどう違うのかということを中心に申し上げることがよろしいのかなと思っております。なかなか技術的なものは難しいのですけれども、イメージ的には、現在、国が所管しているものは、肥料としては非常にメインとなる肥料、それから危険性が高い肥料、あるいは成分が複雑な肥料で、分析項目も多い、分析の内容も高いということになるかと思っております。

道分につきましては、成分は簡単なものというイメージになろうかと思っております。比較的危険度も小さい、肥料としても補助的な肥料というようなもの。イメージ的には、大きく分けまして、そのような感じになろうかと思っております。

次に5ページ目をご覧くださいと思います。3番目の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る設備認定の権限移譲」です。提案の概要につきましては、今年の7月からスタートしております再生可能エネルギーの固定価格買取制度におきまして、電気事業者との売電契約を締結する際に、その必須な要件で設備の認定がありまして、その権限が現在経産省、本道については北海道経産局になりますけれども、それを道に移譲してもらってはどうかということです。そのことによってエネルギーの地産地消の実現に向けた施策展開に資することが期待できるのではないか、というのが提案の概要でございます。

「事実関係等の整理」の欄です。再生可能エネルギーの設備認定につきましては、経産省が関係省庁と協議の上、認定をすることとなっております。国の発表によりますと、道内では、7月31日現在、254件の認定となっている状況でございます。

関係法令の欄では、第6条第2項、「経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。」となっております。

この制度的なものを、資料2-2の12ページをご覧くださいと思います。これも資源エネルギー庁のホームページの抜粋で、制度の基本的な仕組みを12ページの下の方でご説明をしたいと

思います。「固定価格買取制度の基本的な仕組み」というところです。その下に書いてございますけれども、この制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応じるよう義務付ける制度でございます。

下の方にフロー図がございます。左側が再生可能エネルギーによる発電を事業として実施される方ということで、太陽光とか風力とか地熱とかバイオマスといったものが対象になっております。右側に、この再生可能エネルギーによる電気を電力会社の方に売電をするという仕組みになっておりまして、電力会社は、その下の矢印で、国が定める期間、固定価格で電力を買い取るという制度になっております。

電力会社は、右側の電気を利用する方、一般の方とか企業に電気を供給して、下の方の矢印で書いていますが、電気料金と合わせてこの部分を賦課金として負担をしてもらう仕組みになっております。

下の左側の矢印に、「設備を認定」という矢印があろうかと思います。真ん中から左側へ向けて、安定的かつ効率的に発電可能かどうか等を国が確認をする。この部分の話をしているところでございます。

13 ページ目の下からです。この設備認定の基準で、太陽光とか、14 ページ目以降のバイオマスとかの基準を設けて合致するもので認定している制度でございます。

また資料 2-1 に戻っていただきます。5 ページ目の右側に「提案に向けての課題等」という欄がございます。1 つ目のところで、「再エネ設備の認定は形式審査である」、と書いてございます。形式審査という意味は、基準に合っていれば認定をする、ということになっておりまして、裁量の余地は極めて少ないということでございます。ただ、形式審査と言いつつ、技術的な能力と言いますか知見と言いますか、そういうものは必要なので、人材は必要になってくるということはあるかと思います。

それから、再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、先程説明しましたように、電気事業者が再生可能エネルギーで発電した電気の買取に要した費用を、賦課金として、全国一律の単価で電気の利用者が負担する仕組みとなっており、今回の話はそういった流れの中の一部になるということでございます。

「事実関係等の整理」のところ、7 月現在 254 件と記載をしております。実は、資料の新しいデータがありまして、本当はそちらを記載すれば良かったのですが間に合わなくて申し訳ございません。9 月末が最新になっておりまして、1,835 件が道内における認定数になっております。2 ヶ月でかなり、10 倍までいきませんがかなり増えている状況となっております。

次に 6 ページ目をご覧くださいと思います。4 番目「食品リサイクル法に基づく権限の移譲」です。この提案の概要につきましては、食品リサイクル法がございまして、これは食品廃棄物を減らして循環資源の再生事業を行っていくという法律でございます。主務大臣の事業者登録（法第 11 条）と事業計画の認定（法第 19 条）を受けた場合には、一般廃棄物の収集運搬業の許可不要などの特例が適用になる制度があります。

この権限を道に移譲してもらって道の施策として食品リサイクル促進への取組が可能になったり、あるいは食関連産業の振興に資することが期待できるのではないかとというのが提案の概要でございます。

これにつきましては、制度が複雑なものでして、資料でご説明をしたいと思います。資料 2-2 の 15 ページをご覧くださいと思います。

これは、農林水産省のホームページからです。法律の概要ということで、趣旨のところ、「食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用する」ということが趣旨となっております。

2 番目に法律の概要が書いてございます。下の「(3)再生利用を促進するための措置」で、①とし

まして食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者についての登録制度を設けて、廃棄物処理法の特例等、これは運搬先の許可不要といった特例、それから肥料取締法・飼料安全法の特例を講ずるといったのがひとつございます。

②で、食品関連事業者が、肥飼料製造業者及び農林漁業者等と共同して、食品関連事業者による農畜水産資源の利用の確保までを含む再生利用事業計画を作成して認定を受けることで、この場合には、やはり廃棄物処理法の特例等で、①と同じように運搬先の許可不要とか、それに加えて収集先の許可の不要、あるいは肥料取締法・飼料安全法の特例を講ずるといった制度となっております。

16 ページをご覧くださいと思います。この特例措置の概要でございます。

上の方に文章が書いておまして、①として大臣登録を受けた再生利用事業者の事業場に持ち込む場合は、荷卸し地の許可が不要です。これは、下の図の①の法第 11 条の方です。この星印のところは、業許可が不要となる特例の部分でございます。A 市の食品関連事業者で、ここで出た食品廃棄物が右の方の B 市の方に循環するために運び込むときにリサイクル事業者、こちらの方が今申し上げた登録再生利用事業者ですけども、ここに持ち込む際に、下に書いてありますように、荷卸し地での一般廃棄物の収集運搬業の許可が不要になる特例があるということでございます。

②の方が下の図、法第 19 条でございます。こちらの方は大掛かりです。A 市・B 市・C 市、D 市の複数の市町村から食品関連事業者の店舗から、食品廃棄物を運ぶ時に、それぞれ星印が付いておりますが、この星印の部分については、計画の範囲内においては一般廃棄物の収集運搬業の許可が不要という特例があり、E 市のリサイクル業者に運び込む際にも荷卸し地の許可も不要になるということで、ここでリサイクルをしまして肥料や飼料にして右側の F 市の農業者の方に循環をさせていく。それがまた A 市・B 市の方の食品関連事業者の方に行く、リサイクルループを作って促進していくという制度でございます。

ただ、上の文章の②の、最後のところにカッコして書いているのですが、特例はあるのですが、食品廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合には、リサイクル業者は、処分業の許可、それから処理施設の設置の許可等の廃棄物処理法上の手続きが必要ということで、収集運搬は特例になるのですが、処分業の許可、それから施設の設置の許可、こういったものは依然として必要という状況となっております。

17 ページは、真ん中に、食品関連事業者というのは何かということを書いています。食料の製造・卸売・小売・外食、あるいは法施行令では旅館業などがここでいう食品関連事業者でございます。

また資料 2-1 の 6 ページ目に戻っていただきます。「事実関係等の整理」の欄でございます。食品リサイクル法における登録再生事業者は、道内にどれくらいあるのかということです。平成 23 年度末現在で、全国では 208 事業者、道内では 7 事業者だったのですが、今年の 6 月に一事業者が廃止をし、現在は 6 事業者になってございます。

資料の記載が不十分で、今言った 6 事業者というのは、先程ご説明した①です。実は、②の方が大規模になるわけですが、②のリサイクルループの完成という事業計画の方は、記載をしていなかったのですが、実は道内は 0 ということが分かりました。全国は 38 あるのですが、②のリサイクルループの方は、道内は 0 という状況になっています。

それで、「提案に向けての課題等」の欄でございます。こういった状況で発生事業者の①と再生利用計画の②の方がなかなか増えていかない状況にあるということで、これは一般廃棄物の収集運搬について特例が受けられる制度なのですが、先程も触れましたが、廃棄物処理業の許可等につきましては依然として必要ということで、関係する市町村の了解が得られなければ、再生事業者にとってはメリットが発生しにくい制度ということがあろうかと思えます。

それから、道内の場合は、産業廃棄物につきましては、処分場で処分する方が実はコストが安いことが大きな要因と考えられるということです。これは、明確なデータはないのですが、色々聞き取りをすると、単に処分をするよりも再生利用をする方が、1.5 倍ぐらいコストが跳ね上がっ

てしまうということがあるとお聞きしております。再生利用する場合には、品質を一定程度に保たなければならないということで、色々なものが混じっていると再生利用ができないので、そういった分別をするためにコストがかかってしまうという課題があるということでございます。

このリサイクル法の主務省庁は、農林水産省と環境省の共管でございますが、対象が旅館とかホテルということもありまして、これを認定する際には国の協議・報告先省庁が多く、多岐に渡るといった課題もあるという状況でございます。

資料8ページでございます。「バイオガス利用に係る高圧ガス保安法の規制緩和等」です。この提案の概要につきましては、バイオガスプラントで、菊池委員がお詳しい部分なのですが、そこで高圧ガスの製造・利用等を行う場合、高圧ガス保安法によって、都市部も農村地域も同じレベルの保安基準が求められるということで、バイオガスプラントは農村地帯に多いという状況もあって、こういったことが障害になっているのではないかと、ということです。都市と農村地域での事故発生による損害等を考えますと、同じ基準でなくても良いのではないかと、ということで、道で独自の保安基準を条例で定めることができるようにしてはどうか、というのが提案の概要でございます。

「事実関係等の整理」の欄でございます。バイオガスでございますけれども、これは、高圧ガス保安法という法律もありますけれども、なかなか高圧ガスにはならないのが通常ということで、法律で言いますとガス事業法の導管供給で行うのが通常と言いますか、多い状況でございます。

下の方に「関係法令等」と書いてございます。ガス事業法の第2条第5項で、ガスには色々区分がありまして、ガス導管事業は、「自らが維持し、及び運用する特定導管によりガスの供給を行う事業」です。この場合は、第37条の7の2で、「ガス導管事業を営もうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない」ことになっております。こちらの方は、資料2-2の方に関係資料を用意してございます。18ページ目をご覧いただきたいと思いません。

「ガス導管事業について」で、これも資源エネルギー庁のホームページの抜粋でございます。「ガス導管事業とは、自らが維持し、及び運用する特定導管によりガス供給を行う事業のことをいいます。」ということです。下の方に内径ですとか圧力、0.5MPa という圧力の単位ですけれども、こういったものがガス導管事業です。その下に書いておりますが、第2条第5項で、「自らが維持し、及び運用する特定導管によりガスの供給を行う事業」ということで、19ページ目に「ガス事業の区分について」で(2)の方に記載をしてございます。

上に「一般ガス事業」というのが書いてございます。これは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業です。これは、一般的に言いますと都市ガスと言いますか、札幌でいえば北ガスですとか、そういった一般の事業、一般ガス事業者という区分ですとか、色々いくつか区分があるうちの下から2つ目の「ガス導管事業者」という区分で、どちらかという小規模といったようなことになろうかと思いません。

資料2-1の8ページ目に戻っていただきます。「事実関係等の整理」で、3つ目の◇印のところに書いています「北海道バイオマスネットワーク会議」という会議がございます。これは、道も構成員に入っておりますけれども、法規制検討ワーキンググループがございまして、ここで、関係者が規制緩和の方向性について現在検討中である、専門的に検討中であるという状況がございます。

「提案に向けての課題等」と書いてございます。設備等の保安基準は、国が全国一律に定めているということです。農村地域について条例を制定して緩和することにつきましては、課題としては、事故発生につながることも懸念されるのではないかと、という課題があろうかということでございます。

最後9ページ目でございます。6番目の「木質バイオマスの利用」です。木質バイオマスのひとつであります林地残材の利活用で、採算面からなかなか進まない状況があるということです。その要因として、法的な規制等が支障になってコストが高くなっていることが、もしあれば、この規制を緩和する措置が必要ではないかと、というのが提案の概要でございます。



「事実関係等の整理」の欄で、2つ目の◇印のところです。林地残材につきましては、森林内に広く分散して存在するという特性があることから、コストにつきましては、専ら収集や運搬のコストがかかることが主な要因となっております、なかなか進んでいかない状況がございます。これはこれで施策としては色々検討が必要でございますけれども、特に国から権限を求める部分がない状況になっておりますので、右側の「提案に向けての課題等」欄で、本件は権限移譲ということにはならないものですから、道州制特区提案にはなじまない、ということでございます。

以上、駆け足で説明をさせていただきました。

先程、井上会長からお話がありましたように、今回は提案に近いかたちで出すようにという指示を受けておりました。我々もそうすべく努力してきたところでございますが、今、それぞれご説明したように課題等がありまして、そこをどうするかというところまでは、大変申し訳ございませんが整理が付いていないところです。今回は、提案の概要や課題等を説明させていただく状況までで、いわゆるポンチ絵までは提出には至らず、大変申し訳ないということでおわびをさせていただきたいと思っております。

説明につきましては、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

事務局から子細な説明がありました。ただ今の点につきまして何かご意見、あるいはご質問はありませんでしょうか

(菊池委員)

大変丁寧に調べていただきましてありがとうございました。

今回、このように意見を言わせていただいて、非常に難しいと思ったことが何点かあります。

既に取り組んでいて周知の事実になっている課題は、それなりに対応ができていたり、解釈も進んでいるのです。それで、これからきつこうなるだろうと、一応私どもは専門家なものですから、各町村からいただいている課題ですとか、これからこうなったら、もしかしたらこういう課題が出てくるだろうということについては、おそらくしゃべられないと思うのです。

仮にしゃべったとしても、それは理解されない。もう道の皆さんは理解していただいているので、すぐ国に出すまでに達するのかなとは思いますが。

この道州制特区の意見の取りまとめや提案をしていくプロセスは、すごく難しいないうことを今回痛感させていただきました。

それに関わるこのような資料を子細にまとめていただきまして、大変ありがたく思います。

一度こういうプロセスを経させていただいたので、これから出てくる課題は、今のような観点を頭に入れながらも一度皆さんに提案できるように、私どもは仕事としてやっておりますので、そのようなことを頭に入れて報告できるようにしたいと思っております。

ありがとうございました。

(井上会長)

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

かなりのブランクがあったということで、前回の議論を子細に記憶に留めておくというのは非常に難しいことなので、事務局もそれを理解した上で詳細な説明を行っていただいたのだと思います。

皆さんに配付されている資料1をご覧になっても分かるように、環境保全ということでいくつか上がっていたもの(道民アイデア)は、47回の委員会で第1次整理を行いました。

今、議論になっていますのは、下の方の、分野別審議のバイオマス関連で、47回・48回・49回。

要するに毎回このことについて議論をしているわけです。他の案件について、今日この後にご議論をしていただきますが、この辺りについて、ここで6件に絞られていて、更に話を伺っていると、いくつか道州制特区提案になじまないもの、あるいは庁内調整、あるいは庁内と外側の部分で調整、あるいは理解を深めなければいけないものがある、この6件のうち最終的にどれぐらいのものが絞り込んでこられるのかというのは、今の話を伺っていて見極めが付かない部分もあります。

今の段階で私個人としては、次回の検討委員会において、今日を一応の目途としていたのですが、少なくとも次回の検討委員会を目途に、実際に道州制特区提案というかたちで検討委員会で提案する。その時は、形式的には、先程皆さんにご覧いただいた資料2-2の1ページ目の、答申というかたちになっていて、答申の4と書いてあります。このようなかたちでのポンチ絵を中心として作り上げて、ここで確認をし、知事に上げ、そして議会、あるいはパブリックコメントをいただくということで、先は非常に長い。ただ、時間はかなり制約されてきている。次回を目途にというのはそういう趣旨なのですが、この上更に絞り込んで、一応ご議論は賜っておりますので、上げていただければというようには思っています。

庁内の取りまとめ、これは6件、バイオ関連と言いながら、ご覧いただければ分かるように、かなり6件ともみんなバラバラの部局だと思うのです。またがっているのも非常に取りまとめもご苦労があると思うけれどもやっていただきたい。

それに向けてご注文等があれば出しておいてください。

(河西副会長)

詳細な調整、そしてご説明をありがとうございました。

今回のお話を伺っていて感じたところなのですが、やはり道州制特区で権限移譲してもらっても、それから得られるメリットが余り大きくないものというのは、今後も権限移譲は可能かもしれないけれども取り上げないということではよろしいのでしょうか。

例えば、先程、化学肥料の話が出ていました。権限移譲はできそうだけれども、そこに対して道が人も機材も、人に関しても専門家という非常に貴重な人材を獲得する。それに対するコストで実際得られるメリットが余り大きくなければ、道州制特区として権限移譲は可能かもしれないけれども提案はしないというスタンスではよろしいのでしょうか。

(事務局)

私も、予算とか人員の話というのは、確実に措置できるということがなければ、余りにも大きな場合には、小さいものであればなんとかなるのでしょうかけれども、その辺を、私どもはデメリットを道が受けることによって道が負担しなければならぬものが大きくなるという場合には、やはり権限移譲とはいえ、得るメリットとデメリットとを比較衡量した上で判断していくということになるかと思えます。

(河西副会長)

その成果の判断としては、現状の権限で、国が持っていたり道が持っていたりとバラバラで、その結果として出てくるのが、例えばどこかの話であったのですが、食品リサイクル法に関して道内では6事業者が登録再生利用事業者ということなのですが、例えば、全部道が権限を持つようになったらこの6事業者がもっと増えていくとか、それによってこうした産業が育つか、そのような観点での分析というのはされましたか。

(事務局)

食品リサイクル法の件につきましては、こういった権限があれば道の施策としても役立つのではないかと一般的なイメージはあるかと思えます。

ただ、この食品リサイクル法について言えば、課題等の欄で説明しましたようになかなか進んでいけないという理由が、制度として事業者に余りにもメリットが薄いのではないかということがあります。これを仮に道がもらいまして、事業者が増えていくことには、現状ではつながらないのではないかということで、そもそも制度をどうするかという解決の方策の検討が必要であるという表現で書かせていただいております。そういったこともあろうかと思えます。

もし権限を受けることになれば、道としてはそれなりの体制や予算が必要になります。先程、局長が申し上げましたように、その辺のバランスと言いますか、答申に上げるには、やはりメリットが発生してこないと現実的には難しいのかなということでございます。

(河西副会長)

挙げた例が余り良くなかったかもしれないのですけれども、例えば3の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る設備認定の権限移譲」があります。今後、日本の大きな主要産業のひとつとして、こうした再生可能エネルギーを産業として育てていくという戦略が国家全体としてあると思います。この権限を、もし北海道が持ったら、例えば北海道がこうした産業で大きな経済成長が得られるとか、そのような視点での分析というのはされていますか。

(事務局)

正直に申し上げますと、そこまでの分析と言われると、そこまでのレベルには達しておりません。

庁内で色々議論する中では、先程も申し上げましたけれども、固定価格買取制度という全体的な、先程の制度の中で設備認定は1パーツという状況がありまして、果たしてその1パーツをもらったときに道の施策展開に資することができるかどうかということろまでは、なかなか今の段階でははっきり見えてこないのかなということです。

実は、この制度は7月からスタートしたばかりで、まだ数ヶ月ですから、実施状況の見極めも必要なのかということです。件数的にも254件が2ヶ月後には1800件ぐらいに跳ね上がっていますので、その辺の今後の展開の見極めも必要かなという判断と言いますか、バランス的なものの判断は必要になってくるのかということでもまだ整理が付いていない状況でございます。

(河西副会長)

ありがとうございました。

(菊池委員)

副会長のご意見に対してなのですが、今回バイオマスということで、例えばここに出ている高圧ガス圧縮の話は、固定価格買取制度前は、余りにも電力が安いのでやらなければならないのではないかというようなことでしたが、今は目まぐるしく変わっていることなので、経済算定はなかなか難しいだろうということも感じました。

もうひとつは、この道州制特区の提案に関わることが経済効果とかメリットをどこで判断するかということです。

例えば、バイオマスの話も、固定価格買取制度によって、電力がお金に代わる、金額がはっきり分かりましたのでこういうそ上に上るのです。例えば、肥料を提供するとか地域の臭気なくなるとか、経済性に関わらないところで地道に今まで道も、環境生活部も結構苦勞されていて、かなり長い間やられています。

空気がきれいになるとか臭いがしないというのをどこのメリットで、例えば観光施策とつなげてこんなメリットがあるということろまでここで考えるのか、若しくは、このぐらいというそのメリットのあり方と経済効果のあり方について、この道州制特区の中でみんなが納得できる、そののラ

インがどこなのかということも含めて（考えるのか）、今、それを感じたのです。

特に再生可能エネルギーとかバイオマスというのは、太陽光だと、パネルと出てくる電力と設置金額で分かりますけれども、バイオマスというのは地域の中で動いている、人もいて牛もいてという世界の話なので、なかなかそこが分からない。ただ、言われることはもっともなので、どこでこれを計っていくのかということを感じましたのでお伝えしたいと思いました。

（事務局）

私ども事務局としては、やはり道庁にとってのメリット・デメリットということで、私どもは資料を作らせていただいています。委員の皆様方には、道民にとってもっとそれ以上にメリットがあるということであれば、それは道庁にとってデメリット、組織にとってはデメリットであっても、道民にとってこんな大きなメリットがあるというところがあればそれは答申していただく、議会で議論していただくということになると思います。

（河西副会長）

今回のご説明に関しては非常に納得がいくところなのです。そこに波及性、この道州制特区を実際に実現したらどう地域に波及して、そのメリットがどんどん循環して、結果として道民の方々の満足につながっていくのか。その辺りまで含めて是非所管課から色々と情報を収集していただければと思います。

（太田委員）

今のことなのですが、いかに道民がメリットを明確に感じられるかというところでは是非、数字的なものは無理だというのであれば、それに代わる明確な具体的なデメリットを出していただくべきだと思います。

先程のバイオマスの件なのですが、どうなるのですか。

（事務局）

今は、まだ庁内的にも提案まで結び付くかどうかというところの整理が付いていませんので、我々としては引き続き庁内の調整を進めて、今後どうしていくかというのは、できれば次回、あるいは次回以降になるかもしれませんが、次の段階では方向性を出していきたいと考えております。

（太田委員）

この委員会で今後引き続き検討して議論するという、その線でよろしいのですね。

（事務局）

そうです。

説明不足だったかもしれませんが、今回ご説明させていただいた趣旨は、本来であれば提案に結び付くものを出すべく努力したのですが、そこに至っていないので、その途中経過、現在の状況や課題をご説明させていただいたということです。方向性をどうするかというステップはこの次ということで、今日は途中経過の部分ということでございます。

（太田委員）

今年度にまとめる方向なのか、できないかもしれないか、そのあたりまではいかがですか。

（事務局）

答申をまとめていただく場合に過去の例を見ますと、だいたい4項目程度がそろった段階で答申

をまとめていただくというのが過去の例になっております。このバイオマスだけではなくて、これも含めて他の分野も、このあと観光の話などもご説明をしますけれども、色々な項目で答申にまとめようというのが5本程度、できれば事務局としては年度内に答申ということでもまとめていただけるように作業は進めていきたいと考えております。

(井上会長)

では、次に移りたいのですが、今のところの取りまとめなのですが、私見も入ります。

今、事務局から説明があったように、過去の例を見ると、これでなければならぬということではないけれども、これまでの具体的な事例とすれば、だいたい一回の答申につき4件から5件の案件を答申に盛り込んで上げていっているということです。今回も、基本的には4本なり5本を答申の中に案件として盛り込む、提案として盛り込むことを目標としてやっていきたいというように思っています。

先程言いましたように、バイオマスは今回で3回。またやるのか、またやるのかとっていくと、ほとんど際限なくなってくるので、どこかで取捨選択をしなければいけない時期がくるのかもしれない。それは、この場で審議を尽くしていくとすることをしないわけにはいかないわけで、していくとなると他の案件もあり、バイオマス関連における案件については議論を詰めていきながら数本盛り込むというようなかたちになるのかというように思っています。ですから審議を尽くすということが前提です。

ただ、委員会の中でやっていっても本当にこれで他の案件まで同じ深みを持って議論ができて答申に盛り込むことができるかという、若干不安な部分もありますから、何らかの工夫をしながら委員会以外の場でその途中経過なり、あるいは具体的な案件の絞り込みの裏側を示していくような会議の運営も考えていただきたいと思います。

細かいところは、それぞれの委員がおっしゃいましたけれども、基本的に、今現在、今後どうなるかというのは、時代がこういう時代ですから、特にバイオマス・エネルギー等の部分、あるいは環境の問題に関して言えば、昨年の3・11以降大きな転換が行われ、またこの転換が当面は続いていくし、道内でもそうした議論が続いていくということ。これは、一昔前に考えられなかった勢い、そして局面ということですから、現在どうだということではなくて、可能な限り将来を見据えて、ある程度大胆に踏み込むことを目指したいというように思っています。

経済効果についても、要するにその効果を具体的に継続するのは極めて難しい。今申し上げた将来どうなるかといったら、将来についての色々なファクター・要素を勘案していくと、1本、2本、3本、標準シナリオ、楽観シナリオ、悲観シナリオと絞り込めるのかどうかというのも、そこまで議論をしていくと非常に時間が食われてしまうという部分(があります)。時間が食われるからいい加減にしろという話ではなくて、そこも、委員会ということだけではなくて何らかの工夫が必要なのではないかと思えます。

河西先生がおっしゃったように経済効果、それに波及効果というところまでいくと、これは多分極めて難しいし、出てくるものはなかなか全ての賛同を得ることはできないかもしれない。

ただ、それと同時に経済効果だけではなくて、地域の非経済効果の部分も、どのような効果があるかということも非常に大事だと思います。それを具体的にどうするのか、各関係にどう結びつけるのかというのは極めて難しいので、それ以上言及しないことにします。

ただ、局長がおっしゃったように、最終的には、「我々の」と言うときの「我々」と言うのは道民だし、元々この特区提案は道民の提案をベースにしているということが理念的にも実際的にも大事なことだと思います。やはり道民目線で政策提言をやっていきたいと思えます。事務局その他大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

時間が押して申し訳ありません。

次に議題の2です。2ということ、新規道民の提案のうち、観光振興分野の6件について第1次整理を行いたいと思います。

時間も経っているし、新しい委員は状況がつかみにくいかもしれませんので、また繰り返していきます。新規の道民提案の第1次整理は、前々回において環境保全分野の5件を審議しました。それからしばらく経過しておりますけれども、その検討方法について改めて説明しておきます。その提案が答申に向けた分野別審議により検討を更に深めていくべき案件なのか、あるいは現行法令等で対応が可能などの理由により第1次整理として一旦検討を終了すべき案件なのか、その対応について検討するのが第1次整理と言われるものです。

大まかにこれから答申に向けて審議をしていきたいと思いますというのと、道民の皆さんからいただいたけれども、今の法律の範囲内で、あるいは今の権限の中で、例えば予算が無いからとか人がいないからできにくい、あるいは実現していない、実績がないというようなものを仕分けしていこうということです。

事務局から説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、第1次整理案の内容です。資料3「道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表」の観光振興分野、いわゆるメリ・デメ表でございます。これに基づきご説明をいたします。

観光振興分野の道民アイデアは、6件ございます。うち、カジノ関連が2件来ておりますので、実質的に5件のアイデアについてご審議をお願いしたいと思います。

それでは、一通りご説明をさせていただきます。

まず1件目「ホテルの格付けや飲食店の調理師の格付け」です。提案の概要は、ホテルの格付けや飲食店の調理師の格付けをすることにより、観光客に有効な情報を積極的に与えることで、インターネット時代に即したフリーの個人客の増加につながるのではないか、ということでございます。

ホテルの格付け・調理師の格付け、それぞれについて事実関係を整理したいと思います。

ホテルの格付けでございます。平成16年から18年にかけて北海道観光連盟、今は改称しまして北海道観光振興機構になってございますが、こちらの呼びかけで道内の宿泊業団体や旅行業団体が参集いたしまして、ホテル・旅館の格付け制度について検討しました。この際、道はオブザーバーとして参加をしております。

ただこの際には、公平な評価は困難だといった反対意見が多数出されまして、この議論はこの業界では一旦終了している状況でございます。そのまま、業界の一部では、独自の案を検討している団体もございまして、現在は、皆様ご存知のとおり世界的にも格付けで有名なガイドブック、ミシュランガイドの北海道版が4月に発行されるなど、近年は、食・観光に関しましては、出版物やネット情報など民間ベースでの格付けがかなり進んでいる状況でございます。

次に、調理師の格付けでございます。調理師法により、調理師は、調理師の名称を用いて調理業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者となっております。知事に免許権限があるということでございます。

ただ、調理師は、その調理業務については独占業務ではないことから、調理師免許を持っていない方が飲食店で料理を提供しても問題はございません。有資格者を置かない飲食店も多数ございます。調理師法上は、飲食店・給食施設には、調理師を置くよう努めることとされております。いわゆる努力規定となっております。

従いまして、この格付けを調理師で行うこととなりますと、当然、調理師のいない飲食店も多数ございますので、その点で、調理師がいる飲食店だけが対象になるという前提になってしまいます。

プラスαの情報ということになるかと思いますが、調理師免許は、制度上更新を行う必要はないということでございます。また、現在、格付け制度はないのですが、その上位技能者には、専門調理師・調理技能士という資格認定制度がございまして、2ページ目の※印に書いてございます。2つ

の資格ということではなく、専門調理師は調理師法に、また、調理技能士は職業能力開発促進法に基づく、それぞれの称号で、全く同じ資格をそれぞれの法律でこのように呼び合っているため、このような長い名称になってございます。

参考資料1に、社団法人調理技術技能センターが実施しております調理技術審査・技能検定試験の概要をお付けしております。ここでは詳細を省きますけれども、このような上位技能者の資格認定制度はあるということでございます。

業界の方でも、道も後援者となり、色々な料理技術のコンクールなどを実施して、業界の技術振興やモチベーションを上げるといった施策、また表彰制度などもあるということでございます。

この施策を実現するために考えられる手法でございます。北海道独自の格付け制度の創設については、特別な法的措置は必要ないと考えられます。やるに当たっては、飲食店・宿泊業者の経営に多大な影響が予想されますので、事前の業界のコンセンサスは不可欠であろうということでございます。

こういった格付け制度をやる際には、やはり一定の中立・公平な実施体制の整備、また、そういったものに対する事務的な経費等一定の予算措置など、それなりの負担が必要になるということでございます。

この制度を実現した場合に考えられるメリット・デメリットでございます。メリットは、北海道公認として格付け制度を導入し、情報提供することで、観光客や消費者が利用施設等を選択する場合の判断基準としての活用が期待できるということ。そういったことがホテル・飲食店側の良質なサービスの提供にもつながるのではないかとということです。

調理師の採用や資格を取得する調理従事者が増加することで、調理・衛生に関する必要な知識や技術を習得した有資格者の増加が考えられる。そういったものが衛生意識が高まることにつながるのではないかとということです。

デメリットにつきましては、ホテルについて、建設設備などハード面の基準で格付けすると、中小・零細の事業者は、なかなか（資金を設備）投資に回せないということで不利になることが予想されるということです。

また、調理師免許保持者を対象とすることになりますと、格付け制度の対象となる宿泊施設・飲食店は、そういった方々を置いているところということになり、かなり限られたものになりますので、行政機関が実施する認証制度として、公平性を欠くことをやって良いのか、ということがございます。

また、実際に格付けの性格上低く評価されるところも出てきますので、そういった宿泊施設・飲食店の経営に今後多大な影響を与えるということで、格付け制度導入は、民間事業者の経済活動を妨げる結果となるおそれもある、というデメリットがあるということです。

以上のことから、対応方向につきましては、1次整理の方向で考えてございます。

理由は、④の「その他」になっております。先程も手法の際に申し上げましたが、この格付け制度をやるとうとする場合、特に法的な措置の必要はないということで、そもそも権限移譲を旨とする道州制特区制度にはなじまないのではないかと、ということが一番の理由でございます。

その他諸々、そもそも民間で色々なことが進められて環境は整っている状況になっておりますこととか、格付けは民間事業者の経営に非常に多大な影響を及ぼすということで、その辺の合意という問題もございまして、1次整理では④でいかがかなと考えてございます。

次は、3ページ目になります。2件目でございます。「農業体験旅行のモデル地域の確立」でございます。

提案の概要は、農業の優遇措置の設定を行い、大地や気候に恵まれた北海道として、道内外にPRできる農業体験旅行のモデル地域を確立してはどうかということでございます。

「事実関係等の整理」をご覧ください。まず、道の対応です。道では、この農業体験旅行を含めまして、広くグリーン・ツーリズムという位置付けにして、下の段に「関係法令等」で記載してお

りますが、道の経済部で作っている「グリーン・ツーリズム展開方針」がございます。詳細は、ここではご説明はしませんけれども、こういった方針を作り、多部局に渡りまして、主に経済部と農政部で関係部局の連携協力のもとに推進している状況でございます。

その推進体制としましては、大まかに経済部の観光局が担当しております。先程も申し上げましたグリーン・ツーリズムの展開方針を作りまして、それを管理・推進していくということで、主に観光面の本道のグリーンツーリズムのPR、プロモーション部門の業務を観光分野でやってございます。

ただグリーン・ツーリズム、農業体験関係は、やはり担い手は観光事業者ではなくて農家になります。その点では農政部、農村設計課が担当しておりますが、農家民宿開設等の受け入れ体制整備の支援に関する業務など、いわゆる基盤整備を所管しております、この2つの部局が、両輪となって普及・啓発に取り組んでいるのが道の体制でございます。

道としましては、これまでも北海道体験型観光商談会の開催とか、体験型観光事業者のガイドブックの作成といった各種の施策、体験型観光は、アウトドアなどを含めまして、道の場合は広くグリーン・ツーリズムも含めて体験型観光と言っておりますが、こういったグリーン・ツーリズムを含む体験型観光に取り組んできておりまして、今後も引き続きこのPRに努めていく考えでございます。

また、「概要」のところに農業の優遇措置の設定とございます。農家等に対しましてグリーン・ツーリズムに関しましては、旅館業法の規制などが緩和されており、受入体制整備に向けて、こういった各種の情報を引き続き道として提供していくこととしております。

今、言いました規制緩和の話、参考資料の2をご覧くださいと思います。A4横版になっております。「農家民宿関係の規制緩和の状況」です。詳細にひとつひとつの説明は省きますけれども、農水省のホームページから抜粋しております。単に旅館業をやる場合とは違っていて、諸々の法令におきまして規制緩和や解釈の部分でできる範囲を広げているということでございます。

このような一定の優遇措置的なものの規制緩和は、農家民家の場合は、既に国で、また、それに伴って都道府県でも実施されているところでございます。

道としましては、グリーン・ツーリズムに関心が高まっていることを踏まえて、今後ニーズや受入れの状況調査・分析をして支援策を検討していく考えでございます。

この施策を実現するための手法でございます。これは特別なことはなくて、道において関係部局の連携協力のもとに農業体験旅行を含むグリーン・ツーリズムを推進するための各種施策を今までどおり継続ということでございます。

実現した場合に考えられるメリット・デメリットでございます。メリットは、グリーン・ツーリズムの推進により、観光客の増加が期待でき、それとともに農村と都市との交流促進という農村活性化につながる事が期待できるだろうということでございます。

デメリットについては、特段ないと思います。

対応方向の案といたしましては、1次整理で、理由は、③現行施策の推進で対応可能なものと考えてございます。

農業体験旅行の関係は以上でございます。

それでは、5ページ目・カジノの件でございます。「カジノの自由化」「カジノの設置」という2件来ております。いずれも道内にカジノを誘致することで観光客誘致の面から提案をしたい、という概要でございます。

「事実関係等の整理」でございます。今までも何度も議論をされてきておりますが、改めてご説明申し上げます。

カジノに係る行為につきましては、刑法第185条・186条に規定します賭博罪に該当するというところでございます。また特区制度、他にも構造改革特区がございますが、こういったものの国からの回答につきましては、対応不可という取り扱いを受けている状況でございます。



まず、国の動きと言いますか、国会の動きです。国でカジノの合法化を目的としまして超党派の国会議員による議連が設立されまして、合法化に向けた議論がされている。政権党の民主党の中でも議論がされているということでございます。

今、どのような状況にあるかということですが、本年5月の道の担当部局の把握状況によりますと、昨年8月に超党派議連でカジノ合法化の法案を取りまとめました。これについて国会への提出を目指して取り組んでいたのですが、自民党の中では了承されたものの、どうやら民主党の中でまとまりがつかず、提案できずにそのままの状況、合法化法案については、その状況になっているということです。

また、昨年8月末以来、超党派議連の総会は1年以上開催されていない。現状では、今は、要するにカジノについては余り国の動きはないという状況でございます。

本道におきましては、一部地域においてはカジノに関する調査・研究に取り組む団体は存在いたしますけれども、住民・市町村を巻き込んだ十分な議論は行われていない状況でございます。また、具体的な構想にはつながっていないということにつきましては、以前の提案から今も状況は変わっていないところでございます。

道の取組としては、平成16年に設立された地方自治体カジノ協議会にオブザーバー参加をしまして情報提供等を各種団体へ行っている、ということでございます。

このカジノを実現するための手法としましては、これは権限移譲という話ではなくて、違法性を阻却する特別法を国に作っていただかなければならないということでございます。皆様ご存知のとおり競馬とか競輪ととか、いわゆる公営ギャンブルと呼ばれるものそれぞれに刑法上の違法性を阻却する特別法が存在をしております。そういったものがなければ刑法上犯罪になってしまうという状況でございます。

メリットにつきましては、観光振興、経済波及効果、雇用創出効果等による地域の活性化が期待できる。また、新たなエンターテインメント産業の創出が期待できる。また、自治体で施行した場合には、新たな収益金の確保が期待できる。

デメリットといたしましては、暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加、治安や環境の悪化、また青少年への悪影響、ギャンブル依存症の増加などの懸念、インフラ整備による社会的なコストも大きなものが発生するといったことでございます。

メリット・デメリットは相半ばするといったところでございます。

対応方向につきましては、斜線を引いてございます。概要の欄の下に戻っていただければと思います。【継続検討案件】<前期委員会からの申し送り事項>となっております。状況の変化がなければ特に議論には及ばないということでございますので、引き続きカジノにつきましては、地域において市民の合意を得た上でカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況といったような地域の動きがなければ検討し得ないということで、今回については継続検討のままということでお出ししております。

6 ページ目に、過去の詳細な検討の様子を書いてございます。いずれにつきましても継続検討ということで、そこからの状況は変わっておらず、今回も同じ状況でございます。

それでは、7 ページ目にまいります。「第3種旅行業者の登録要件等の緩和」でございます。本件につきましては、「概要」のところは前段と後段の2つに分かれてございまして、この2つの提案はそれぞれ内容がかなり異なっておりますので、実質的に2つの提案があったというようにお考えをいただきたいと思っております。

概要のひとつは、第3種旅行業者の登録にあたっては、営業保証金として300万円が必要であるけれども、NPO や小規模な観光協会には大きなハードルになっているので、こういった要件を緩和して欲しいということがございます。

後段でございますけれども、第3種旅行業者は、募集型企画旅行を実施できる区域が限定されており、広域観光ルート等を活用した旅行を企画できないので、この当該要件を緩和して欲しい。要

するに2つの別の提案になってございます。

まず、前段の営業保証金の要件緩和について事実関係等をご説明いたします。旅行業法では、報酬を得て旅行業、大よそ運送・宿泊サービスの代理・媒介等をする事になりますけれども、これを取り扱い、事業として行う者は、観光庁長官、又は都道府県知事の登録を受けなければならないと定められてございます。

旅行業の登録を受けるには、営業所ごとに旅行業取扱管理者の資格者を選任しまして、一定の財産的基礎を有することが必要、また、旅行者、消費者ですけれども、保護のために登録後に一定の営業保証金の供託、又は旅行業協会への加入・分担金、この場合は営業保証金の5分の1の金額で済むのですけれども、その納付が義務付けられており、どちらかをやらなければならないということになってございます。

旅行者の種別でございますけれども、第1種・第2種・第3種と3つに分かれております。プラスαで旅行代理業がございしますが、ここでは省いております。登録先は、先程観光庁長官と知事と言いましたが、第1種だけは観光庁長官、第2種・第3種は北海道知事になります。

それぞれの業務範囲でございします。第1種、いわゆる大手旅行会社というイメージで結構だと思います。ここでは全ての旅行業務が可能でございします。第2種は、海外の募集型企画旅行はできない。第3種は、海外もできませんし、原則国内募集型企画旅行もできないという状況でございしましたが、これは後段の提案に関わる話であるのですが、※印に書いてありますとおり、平成19年5月の法改正で第3種旅行者についても、その営業所が存する市町村及び隣接する市町村区域内においては実施しても良いとする規制緩和がされたところでございします。

旅行者登録の免許を受ける際に必要な財産的基礎としましては、1種が3,000万円、2種が700万円、3種だと300万円の基準資産額がなければならない。それと合わせて、先程もご説明したとおり、新規に登録した際には、消費者保護の観点から法務局に供託する営業保証金がございします。これは、売り上げによってどんどん上がっていきますので、最低額ということですが第1種が7,000万円、第2種が1,100万円、第3種が300万円になっております。この300万円を、この提案ではもう少し下げただけないかとか、そもそもなくしていただけないかという趣旨の提案と考えてございします。

先程申し上げましたように旅行業協会に加入し、分担金ということでお支払いするのは、これが5分の1の金額で済むということでございます。

まず前段の提案で、先に「実現するために考えられる手法」をご説明いたします。旅行業法の改正によりましてその営業保証金要件そのものをなくしてしまうとか、場合によっては、省令に書いております金額、先程の300万円、こういったものを下げただけような手法を取り得ないかということでございます。

メリットにつきましては、旅行業への参入促進が図られること、デメリットとしましては、当然そういった営業保証金を下げる事になりますと、消費者保護が損なわれるおそれがあるのではないかといたことでございます。

これにつきましては、右側の下に書いてございます第36回・第37回提案検討委員会に類似の提案が検討されたところでございします。その際の結論は、簡単に申し上げますと、消費者保護の観点からこういった要件緩和は難しいのではないかという意見と、地域でそういった小規模なものであれば緩和しても旅行業の参入が図られるのでよろしいのではないか、そのように意見が分かれました。結論としては、消費者保護の観点もございまして、第37回の「対応方向」にありますけれども、委員会としては、当面取り扱わないこととするけれども、関連情報の収集は引き続き行っていきます、ということでございます。

現在、私どもが調べたところでは、この旅行業の関係で特段の新たな情報はございませんので、今回の「対応方向」につきましては、やはり「1次整理」で一旦検討終了ということですので。理由につきましては、「④過去の類似提案において、検討が一旦終了している」、その状況から変わっていない

い、ということでお諮りをしたいと思います。

前半の提案についてはここまででございます。

後段の提案についてですが、8 ページ目の点線が引いてあるところの下、「第3種旅行者の募集型企画旅行実施区分の緩和」というところでございます。

これにつきましては、イメージが分かりやすい資料として、参考資料の3番目に、観光庁の資料を添付しております。国では、「観光による地域振興を進めるために、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行者による旅行商品の創出を促進することが必要であるという考えから、第3種旅行者が一定の条件の下で募集型企画旅行を実施できるよう規制緩和を段階的に実施」、と書いてございます。その段階的かというと、最初に規制緩和したのが平成19年5月12日、第2弾が平成21年3月31日となっております。

その具体的話としましては、一定の条件の下、メリ・デメ表に「(1)催行区域の限定」と、「(2)旅行代金の当日払い」と書いてございますが、まず、催行区域につきましては、先程ご説明しましたが、原則的には「営業所の存する市町村及び隣接市町村」で、この参考資料3の図を見ると、網掛けは分かりづらい部分があるのですが、一番左側にあります中心地を囲む図形がございます。これが、規制緩和の原則的なタイプでございます。

ただ、それとプラスαで、法令上、国土交通大臣、今は観光庁長官でございますが、「観光庁長官の定める区域内」で、この区域は何なのかと言いますと、平成19年5月段階では、定期航路で結ばれた離島の地域も例外的に認めましょうということで、大臣の権限で、第3種の業務範囲を広げていったということです。

それを、更に平成21年3月に拡大したのが、これも同じような話なのですが、半島地域もOKにしましょうということです。現在のところ長官の判断としては、地形上の、そういったイレギュラーの部分も認めています。こういったことを国で告示して、第3種旅行者でもできますよ、ということです。

ただこれと、もうひとつの要件がございます。当然、消費者保護の問題があり、第3種旅行者は財産的基礎が小さいので、旅行代金については申込みの20%以内、これを除いては旅行開始日より前にいただけないといけませんということで、消費者の保護を担保する要件をここで課しているところでございます。

そもそも認められていないことを、国の方ではある程度広げていっているところでございます。これを、実現するための手法といたしまして、要件緩和の区域を拡大することになりますと、長官が決めている部分を知事が決められないだろうかということになります。その判断を知事の裁量にしてくれということになります。ですから、ちょっと法律的に難しくなりますけれども、道州制特区推進法に基づき旅行業法施行規則の特例を設ける省令を制定し、観光庁長官の区域設定権限を道知事に移譲してもらうということが必要になります。

そして、これにつきまして実現した場合に考えられるメリットとしましては、道が地域事情に即した区域を設定することができることで、それによって地域独自のきめ細やかな旅行商品の企画・販売が容易となるのではないかと。また、地域を熟知した中小旅行者等による多様な着地型観光メニューの提供が可能となって、ゆくゆくは滞在型観光の促進にも資するのではないかと考えてございます。

デメリットとしては、当然、消費者保護の観点から、事業者の規制を緩和することで一般消費者の保護が損なわれないか、ということがございます。

これに関しましては、先程委員の皆様からも経済効果的な話もございました。そこまでは調査に至ってございませんが、一般論としてはこういったメリット・デメリットがあると考えてございます。私どもの案としましては、分野別審議でもう少し審議が必要ではないか、という提案をさせていただきたいと思っております。

次の9ページは、過去の第3種旅行者の要件緩和の検討結果でございます。

10 ページに進んでいただきます。「広域観光圏の指定権限の移譲」でございます。

提案の概要は、観光の振興は、地域の事情をよく理解している道が総合的に行うことが重要であり、現在、国土交通省の観光庁が指定しております広域観光圏の指定権限と指定に伴う財政支援措置について、道に移譲することを求めたらどうかということでございます。

広域観光圏につきましては、参考資料の4番・5番・6番・7番をそれぞれ後程ご覧になっていたきたいと思います。「事実関係等の整理」については、まず、国は、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」、観光圏整備法と略されておりますが、これに基づいて観光地が連携して2泊3日以上滞り可能な観光圏を形成する取組を総合的に支援をしております。

法律の施行が平成20年7月からで、この3ヵ月後に観光庁ができました。当時は、観光庁ができた時の観光基盤づくりの非常に大きな目玉政策だったと記憶しております。

参考資料の4をご覧くださいと思います。観光庁のホームページから抜粋しておりますイメージ図です。観光圏は、このような宿泊施設が集積している滞在促進地域を中心に、周りの地域がそれぞれ観光資源を活用して、広域的な観光、滞在型の観光を推進するために、地域でお客様を飽きさせないようにするための観光の取組を進めていきたいと思います。国はそういったものに支援をしていきますという政策でございます。

それでは、観光圏整備法の概要を、法律の流れ図的に書いておりますのでご説明いたします。

まず、主務大臣は、国交大臣と農水大臣になります。こちらの方で観光圏の滞在型観光を促進するための基本方針を、法律の第3条で定めることになっております。

地域といたしましては、市町村であるとか、観光事業者・農林水産業者・商工業者、場合によっては都道府県など、多様な主体を集めましてそういった観光圏を協議する協議会、法律の第5条ではそういった協議会を、任意でございますが、作ることができることとなっております。

法律の第4条では、観光圏の基本計画に当たります観光圏整備計画という、観光圏の整備により観光客の来訪・滞在促進を総合的かつ一体的に図るための計画、基本計画のようなものですが、これを市町村又は都道府県が作成をします。

法律の第7条では、基本方針や観光圏整備法に基づいて、それを実施するためのアクションプランという位置付けになるかと思いますが、観光圏整備実施計画を地域の観光関係者が共同して作成することになっております。

この観光圏整備実施計画につきましては、作ったものを第8条第1項で、国土交通大臣に、観光圏の認定申請することができる。あくまでも任意でございますが、それを申請した場合には、大臣はその内容が法律等に即しているかなどを審査しまして、大臣認定を受けますと、認定を受けるメリットといたしまして国の総合的支援が受けられるということです。その下に大まかに3つ程書いております。国による総合的支援とは、大臣認定による特例措置、予算措置等、ソフト・ハードの連携でございます。

細かく見ますと、大臣認定による特例措置によるメリットは、参考資料の6をご覧くださいと思います。これも観光庁のホームページから抜粋いたしました。個々にご説明する時間はないのですが、概ねの話をしますと、各種法律手続きを簡素化、又は軽減するという特例メリットがある。例外的には、観光圏の案内所に関しましては、広域観光圏の認定を受けないと認定観光圏案内所として名前を使ってはいけませんとか、そういった法制上のメリットがございます。

もうひとつ、予算措置等とございます。法律の認定を受けますとメリットとして大きいのは、参考資料の7、補助金制度がございまして、今の制度として「観光地域づくりプラットフォーム支援事業」を観光庁で用意しております。基本方針にこういった支援をすると書いてございます。国は、こういった、財政支援を用意をして、認定を受けたところに対して促進するようメリットを与えていくということでございます。

ソフト・ハードの連携というメリットは、社会資本整備事業、道路の関係とかインフラ関係、公共交通といった面における支援の配慮を各省庁は行いましょう、という支援策でございます。認定

を受けるメリットは、こういうところにあるということでございます。

下の方、全国の認定状況、道内の認定状況です。資料としましては、参考資料5です。

平成24年4月1日現在で、全国49地域、年度ごとに色分けがされておりますけれども、資料では残念ながら分かりません。49地域が認定を受けております。本道では、富良野・美瑛、知床、札幌、函館、釧路、登別洞爺の6地域が広域観光圏認定を受けています。

その次にございます11ページの最初の○印でございます。これは、国の観光圏の話とは関係のない別の話になります。もちろん道独自の政策でも、広域観光、滞在型観光を促進しています、道独自の支援制度をやっていますということで情報を載せさせていただいております。国の政策の方向性も、道の政策の方向性も、滞在型観光の促進ということでは一致するということです。

そして、観光圏の認定権限をめぐって国の方で動きがございます。次の○印、平成22年12月28日の閣議決定、「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて」におきまして、「複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的実施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（自己仕分けの結果においてA・b、又はBとされたもの）」、A・bというのは、地方自治体へ移譲する、個々の地方自治体の発意によって選択的に移譲をするというものでございます。そういったものについて、構造改革特区制度などにより選択的・試行的に移譲を進めることとされました。道の場合は、構造改革特区によらなくても道州制特区という制度がございますので、それによれば良いかと思えます。

国土交通省のいわゆる自己仕分けの中では、一の都道府県内の観光圏整備実施計画の認定権限については、これは、先程の観光圏整備法第8条第3項にございますけれども、原則希望する都道府県への移譲を図るものという自己仕分け結果で、下にあります参考を読んでもいただければ分かりますが、「A・b①」です。要するに、ほとんどが北海道内だけの観光圏だと思います。青森とは、新幹線ができればどうなるか分かりませんが、今はそういう状況ではないと思えます。そういった道内の観光圏の認定権限であれば、国の方では、自己仕分けでは、希望によって移譲しても良いという判断がされているということをご示しております。

「実現するために考えられる手法」としましては、「道州制特区推進法を改正し、観光圏整備法の特例を設け、国土交通大臣の認定権限等を道知事へ移譲する」ということでございます。

「実現した場合に考えられるメリット・デメリット」でございます。広域観光圏の認定申請を行う道内の各地域にとっては、身近な道に認定権限が移譲された方が、手続き等の負担の軽減が期待できるということでございます。また、道内の観光事情に精通する道自らが国からの権限移譲を受けることで、一元的かつ主体的に北海道観光の振興を推し進めることができるのではないかと、ということがメリットです。

デメリットといたしましては、道州の枠を超えたような観光圏の取組については、引き続き国と道の間で調整が必要になるということでございます。

「対応方向」としましては、いわゆる権限移譲というかたちをとっておりますので、「分野別審議へ」と提案をした次第でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今事務局から説明がありましたとおり、観光振興分野6件のうち、「第3種旅行業者の登録要件等の緩和」「広域観光圏の指定権限の移譲」の2件については、分野別審議に進む、更に深く検討を行うということ。

ただ、それ以外の4件については、第1次整理において一旦検討を終了するというところで継続しないということでありましたけれども、この事務局の提案について皆様のご意見を賜りたいと思

ます。いかがでしょうか。

ご意見、あるいはご質問をいただきたいと思います。

ただ、今日やる部分については、要するに仕分けの部分ですから提案として採択するかどうかという議論まではいかないということをご理解いただければと思います。

ただ、第3種のところは2本あって、後半の部分だけが分野別審議に入っていくということですね。

(事務局)

そういうことです。

(竹田委員)

最初の格付けの件です。ミシュランのようなものをイメージされていたのかと思ったのですが、そうではなくて、札幌市がやっていますよね。ミシュランではなくて、むしろエコマークなのです。

つまり、エコマークというのは何との関係でエコマークかということ、今日最初に出てきた、本当はこのようになるもの（廃棄物）を使っていないようになりサイクル型の商品を使って我々は食品を提供していきますというような、ランク1から5までの格付けではなくて、しているか、していないかというのだったらリンクできるなと私は思っていたのです。ここで出ている格付けではない別のやり方というのがあるのではないかと。それは、分野別審議でやるか、現行法令で対応はいくらでも可能なのですけれども、むしろそちらの方が良いのではないかとと思いますということです。

(井上会長)

この件は、事務局で簡単に答えていただければ良いと思うのです。

元々これは、道州制特区で、権限移譲の話ですから、要するにこれは民間企業がやれば、はっきりいえば勝手にやれば良いわけですし、道庁がやろうという気になればやれば良いわけです。これは、国から権限を移譲してもらわなければならないという話ではないというのが事務局の説明だったと思うのですが、どうですか。

(事務局)

そのとおりでございます、また別の施策でも可能ではないかと考えております。

(竹田委員)

私もそう思います。

(菊池委員)

今回ご提示いただいたものは、概ね判断としてはそのとおりだと思います。

私はNPOもやっているもので、今年3泊4日100キロ歩く十勝の旅というのをやったのです。それで、今年非常に大きく変わったことがあって、LCCで大阪から札幌に直接入って、真っすぐ列車で帯広に来る、そういう方が圧倒的に増えたということで我々もびっくりしたのです。最後の（案件の）観光圏の中に十勝が入っていないことが残念です。これは是非とも、十勝だけでも確か観光客は伸びているはずなので、そういう意味でそこら辺の視点も（欲しい）。これは今の議論とは関係ないのですけれども。

ただNPOなどが参画しやすくなることと、隣接の周辺、私は帯広なので私で考えると、音更・中札内・芽室・幕別しか行けない感じになってしまいます。そうすると、音更から鹿追に行こうと思ったら、もう行けない。こういうのは（現在の第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域）、本州の

本当に小さな旅行のことでしょうから、ここで提示されているものは、是非ともできるようになったら良いということがひとつございます。

それと広域観光圏については、先程のLCCの動きが大きく変わっているということ。(第3種旅行者の要件の)300万円に関しても、地域の中のNPOが、色々な方々がツアーを主催したいという思いが結構あると思うのです。そこら辺の新しい動きとユーザーの、関西から6,000円で来られるのです。そのような新しいユーザーはそんなにお金をかけてグルグル回らないかもしれない。

ここで質というように言われていますが、大手エージェントでも質の悪いところは大変悪いです。ああいうのを、逆に地域の人たちが、質を向上させることになるのではないかと考えたのです。それについては、そのような意見を持ちました。

(井上会長)

ご意見でよろしいでしょうか。

今、ご意見のあった部分は、いずれにしても分野別審議でこれからそちらの方向に持っていけば、そこで集中審議をいたしますので、委員のご意見は、また改めてその機会に出していただくということでもよろしいでしょうか。

(太田委員)

カジノに関しては、もう終了ということなのですが、1点気になったことがあります。メリット・デメリットのデメリットの表記です。

インフラ整備など、もちろん箱物ができますのでコストもかかるのですが、それを上回る収益があるのであれば、デメリットにはならないと思います。

上の2つなのですが、懸念があるということを書かれています。ちょっと感情的に書かれているような感じがします。

もし、他の地域でデメリットがあったということであればお書きいただいても良いと思うのですが、その事実というよりも感情的にデメリットが書かれているように思いましたので、これは何か推測ではなく、公式の書面に残される事実か何か、根拠があれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

デメリットの表現ですけれども、これは、実は過去の類似提案で、6ページ目になるのですが、過去に議論した第13回提案検討委員会の表現をそのまま記載しております。

本当にこういう懸念があるのかどうかということにつきましては、本年度は道の担当部局でカジノにつきまして、色々海外の調査などをやっています。そういうことも踏まえながら整理と言いますか、そういうことを確認していきたいと思います。

(太田委員)

カジノが良いとか悪いとか、今後どうのということではなく、デメリットとして掲げることは、適当なのかどうかという質問なのですが、それはいかがなのでしょう。

(事務局)

このカジノは、結構色々ところで議論をされていまして、道もオブザーバーとして参加しております地方自治体カジノ協議会がありまして、その中で、一般的にこういうことが懸念される、現実的にそうというよりも、風評被害と同じですが、そういうことが懸念されるという書き方なのです。悪化するということではなくて、悪化への懸念があるということなので、現実にはそうかどうかというのは、また別の話だと思います。

(太田委員)

ここに文章として載せるのは適当かどうかということなのですが。

(井上会長)

私から答えます。

これについては、要するに、前期ではなくて前々期から、毎回毎回この種の議論があります。要するにここに記述されている部分は、多分最初の（期の）委員会の時から全く変わっていないと思うのです。今、改めてそれを書き直すかどうかというのは別の次元の問題ですが、要するに社会的コストがかかるというのは、当然メリットではないわけです。そのコストを上回る部分のメリットがあるかどうかということ差し引きして考えていけばいいわけで、ここにある表現が不適切であると判断されるのだったら、それはそれでこの記述を修正する手続きは必要だと思うのです。

ここのところは、今ここで議論をしている部分は、要するに第1次整理をしますか、あるいは分野別審議に移しますかという二者選択の部分を行っているわけです。もし、カジノを分野別審議として持っていくのだったら、それはそれでそのようにご主張されて、ここで意見がまとめればそのような方向でいけば良いと思うのです。

最終的にこれは結論が出ないのです。この委員会は、もう4期目くらいになるのです。

(事務局)

3期目です。

(井上会長)

3期目。1期目から2期目に、2期目から3期目に繰り越してきているのは、これは私どもでずっと議論をしてきていて、委員会の中でも結論が出なくて、最終的には、ある市の商工会議所が一番強くその手を挙げていたので、その商工会議所の専務理事を参考人として呼び出して意見を伺ったのです。

それは、私どもは判断が完全に2つに分かれているし、理解する限り世論も2つに分かれているということなので、道州制特区の提案では、我々の価値判断というよりは、むしろ地元でそれだけの声強いのがあったら、できるだけその声をくみ取ってあげたいというのが基本的なスタンスです。

その時に、参考人の方がご返答なさったのは、まだ市役所、議会には持っていきませんし、そのことを積極的に推進するかどうかというのは、まだ私どもとしても結論が出ていませんという話がありました。

それで私どもとすれば、それを受けているので結局は、要するに第1期目から第2期目、第2期目から3期目と移している（申し送りしている）というのが実情であります。

もし、A市ではなくてB市ですとか、あるいは前にお呼びしたA市の方で、地域の意見とすれば、これは特定の業者の方に限らず地域全体、社会的なコストということ自体が、使うのは別な意味ですが、学校関係者ですとか商工関係者ですとか、あるいはその他の行政関係者で是非ともやるべきだという意見が上がってきたら、その段階で議論を復活しようというような意味合いでここに上がっているのだと思うのです。

話を元に戻しますが、基本的には1次整理をするのか分野別審議に持っていくかという二択の問題であって、それで事務局提案は、これはまた1次整理ということで、1次整理というのはゴミ箱に捨てるという話ではなくて、一応保留しておいてということです。

(太田委員)

1次整理にするのがどうかではなく、パッと拝見したときに、非常にこの部分だけ感情的に書かれているように思えたので、こういう理由でデメリットとして委員会の資料として載っているの



は、みなさんの結論であると考えて良いかどうかという質問です。

(井上会長)

そうです。

(太田委員)

分かりました。

(井上会長)

短いところで表現をまとめているので、太田委員がおっしゃられたことも、今まで我々は一本線できているけれども、改めて新しい委員が来ると、表現はいかかなものかというのは新鮮な感覚で、見直すとそのように(受け)取られるのかなという感じもしないわけではありません。

ただ、カジノのところの社会的な影響云々、これは具体的に犯罪がどう起こるかとか、そういうことというのは具体的に我々のところで数字を持っているわけではなくて、先程あったように、実は自民党・民主党、言ってみれば全党をあげてこれを推進しようという政治家の協議会のようなものがあるわけです。例えばアメリカのリノですとかラスベガスとか、ああいうところの影響、あるいは韓国や中国のものも含めて、いくつか彼らが作った報告書があるのです。その中に、今ここに書いてあることとそっくりなことが書いてあるので、正直なところそれほど疑念も何も持たなくてここに書いたというのが、私がとらえたところの直感的な部分で、太田委員がおっしゃっていることというのは、私もそういう見方もあり得るというようには思います。

(河西副会長)

今回事務局で整理をされた1次整理・分野別審議は、ご提案とおりで結構だと思います。

その理由に関しては、まず道民、それから民間にとってメリットがあるかどうか。そして、道のコスト負担、今、非常に予算が厳しい中で余り増えない。そして高い成果があげられるかどうか。あとは、答申をしていくということから考えると、短期間で議論をしてまとめられるもの。それを考えると、大きく分けて2つ、分野別審議に進むということは結構だと思います。

太田委員がおっしゃった、実現した時に考えられるメリット・デメリットに関しては、分野別審議に入った時にもっと客観的に色々な情報を収集して、それで整理をされて公式な文章に載せられるので、ここに아가っているのは、あくまでも我々がインターナル(内部)で非公式に検討する時のひとつの資料ということで、分野別審議に入ったらこの記述も変わっていくと思います。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

ひとつ、あえてかみつけば、必ずしもインターナルではなくてホームページに出ているものなので、道民の皆さんの中には、太田委員と同じような見解を持たれる方からクレームが付くかもしれません。

とりあえず今日のところは勘弁してください。

そういうことでよろしいでしょうか。次回以降、ここに出てきた観光分野の2件を精力的に審議してまいりたいと思います。

想定していた時間、私の話が長いものですから若干オーバーしてしまいました。議題「(3)次回委員会について」事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局としましては、次回につきましては、11月中旬か下旬くらいに開催をお願いしたいと考えております。

また、後日、各委員の日程を確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議題につきましては、先程会長からお話がありましたけれども、バイオマス関連分野の審議と観光振興分野の分野別審議の議論ということで想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明は、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から各委員の日程等についての確認が後日あるかもしれませんが、その時にはご協力をよろしくお願いいたします。

「(4)その他」です。事務局、どうでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(井上会長)

では、本日は、申し訳ありませんが10分延びてしまいました。これにて閉会にしたいと思います。ご苦労さまでした。ありがとうございました。